

令和 8 年度 福祉・介護職員処遇改善に関するお知らせ（回覧）

令和 8 年 4 月 15 日
社会福祉法人 わらしべ舎
理事長 高橋 勝彦

職員の皆さまには、日頃より利用者支援および事業運営にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。障害福祉分野では全国的に人材不足が深刻化しており、職員の皆さまが安心して働き続けられる環境づくりが急務となっています。こうした状況を踏まえ、国は令和 7 年 11 月に閣議決定された「総合経済対策」において、障害福祉分野に対する賃上げ支援を前倒しで実施する方針を示し、令和 9 年度の報酬改定を待たずに期中改定を行うこととしました。また、令和 7 年度補正予算においても、障害福祉従事者を幅広く対象とした賃上げ支援が盛り込まれました。これらの国の方針を踏まえ、当法人では令和 8 年度より、職員の皆さまの処遇改善を目的とした賃金改善を下記のとおり実施いたします。

1 目的

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定の方方向性に沿い、他職種と遜色のない処遇改善を進めるとともに、人材流出を防ぎ、安心して働き続けられる職場環境を整備することを目的とする。

2 実施内容 :令和 8 年 4 月より適用

1, 常勤職員(正職員・臨時職員)の基本給引き上げ

常勤職員の基本給を定期昇給+2,000 円引き上げます。

2, 役職手当の増額

主任・係長・課長の役職者について、役職手当を一律 2,000 円増額します。

3, パート職員の賞与加算

パート職員については、賞与支給時に一時金として年額 4,000 円を加算します。

※勤務実績・資格・経験年数等を踏まえて按分します。

4, 当法人における配分について

- (1) 事業所における手当等の一部については福祉介護職員処遇改善加算等により得られた処遇改善手当を原資として5のとおり支給しています
- (2) 本処遇改善は、勤務実績に応じて公平に配分します。
- (3) 休職者および長期欠勤者については、勤務した日数・時間に応じて按分します。

5, 当法人における福祉・介護職員処遇改善手当の対象となる項目等

- (1) 基本給一部
- (2) 調整手当
- (3) 役職手当
- (4) 賞与一部

6, 職員へのメッセージ

今回の処遇改善は、日頃より利用者支援に尽力されている皆さまの働きに報いるためのものです。引き続き、安心して働き続けられる職場づくりに努めてまいります。

ご不明な点等ありましたら事務長山田までおねがいします。